

規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十八号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「利用許可取消し申出書に第二条第三項に規定する許可書を添えて、」を「利用許可取消し申出書を」に改める。

様式第三号中「あへ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号中「㊦」を削る。

様式第五号中「あへ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第六号中「彩の国さいたま芸術劇場利用許可取消し申出書」を「彩の国さいたま芸術劇場利用許可取消し申出書」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。